

取り組みの呼びかけ(案)

総選挙は自民党が296議席と単独で絶対安定多数を確保し、与党の公明党を加えると衆議院の3分の2以上を占めます。自民党はすでに新憲法第一次案を明らかにし「国民の意見を聞く集い」を開催しており、憲法改悪に向けて着々と準備を進めています。今回の総選挙の結果により、改憲のスピードをさらに加速し、国会法改悪、国民投票法施行などを強行することが予想されます。

私たちは国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を基調とする現憲法を職場や地域に活かすため、憲法改悪を許さない広範な運動として、以下の行動を取り組みましょう。会として各種資料を収集し、共有化を図ると共に、各取り組みを交流して全都での運動の前進を図ります。

1 学習活動

- ① 各個人、組織の構成員があらゆる機会を活用し、憲法を語りましょう。
- ② 各組織において憲法の学習会を計画的に実施しましょう。
- ③ 各個人、組織において住民を対象とした学習会を企画しましょう。

2 宣伝活動

- ① 職場に憲法擁護の動き、憲法改悪の動き、憲法と職場や生活などを知らせましょう。
- ② 地域宣伝行動を駅頭、ターミナル、商店街などで実施しましょう。
- ③ 会として宣伝に必要な資料を収集し、共有化を図ります。

3 署名活動

憲法擁護署名を取り組みましょう。

- i 取り組み署名はそれぞれの組織・個人の判断とします。
なお、現在、提起されている署名は全労連、全国革新懇、憲法集会実行委員会、9条の会への賛同署名です。
- ii 署名を取り組みにあたっては学習活動や懇談会を開催しましょう。
- iii 地域署名行動を行いましょう。

4 共同行動

- ① 地域の民間労働組合や住民団体・業界団体などとともに宣伝・講演会、シンポジウムなどの共同行動を展開しましょう。
- ② 地域の団体と共同して地域署名活動などを行いましょう。

5 9条の会の結成

- ① 職場・職域単位で9条の会の結成を追求しましょう。
- ② 地域の9条の会へ参加しましょう。